

久米児童クラブ運営規程

第1条 江原恵明会(以下「事業者」という。)が津山市の委託を受けて児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第2項の規定に基づく放課後児童健全育成事業(以下「事業」という。)を実施する久米児童クラブ(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、もって事業所を利用している児童(以下「利用者」という。)に対して適切な遊び及び生活の場を与え、心身の健全な育成を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図る。

- 2 事業者は、常に利用者の人権に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重する。
- 3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図るとともに、津山市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関との密接な連携に努める。
- 4 事業者は、提供する支援の内容及び事業所の運営状況について自ら評価を行い、その改善を図るとともに結果の公表に努める。
- 5 前4項のほか、法及び津山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年津山市条例第23号)(以下「条例」という。)その他の関係法令等を順守して事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 放課後児童健全育成事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 久米児童クラブ
- (2) 所在地 津山市南方中1744-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における各クラスの職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

職種	員数	職務の内容
放課後児童支援員	1名以上	① 児童の保育(含:宿題指導) ② 利用者の生活を豊かにするための遊び及び活動の研究、企画及び実施

		③利用者の出席状況及び保育状況の確認並びに出席簿及び保育日誌の記録作成 ④月1回程度のおたよりの発行 ⑤利用者の連絡帳への必要事項の記載 ⑥年間・月間及び勤務予定表の作成 ⑦給食の提供(土曜日および長期休暇) ⑧おやつ準備及び提供 ⑨諸経費の管理 ⑩学校、利用者の保護者等への必要事項の連絡 ⑪施設、設備及び備品の管理並びに環境整備 ⑫職員会議の開催 ⑬学習会、研修会等への参加 ⑭学校、津山市、地域等との連絡調整 ⑮補助員及び加配職員への指導・助言
補助員	1名以上	児童の保育及び支援員の補助等
加配職員※ 1	1名以上	特別な支援が必要な利用者に対する専属的支援等

※1 但し、特別な支援が必要な児童が在籍する場合に限る。

(開所日及び開所時間等)

第5条 事業所の開所日及び開所時間等は、次のとおりとする。

(1) 開所日

ア 原則として月曜日から土曜日までとする。

イ 開所日数は1年につき250日以上とする。

(2) 事業所の開所時間

ア 小学校の授業がある日 午後1時半から午後6時半まで

但し、これより下校時刻が早い場合は、下校時刻に合わせ開所時刻を早める。

イ 小学校の授業の休業日 午前7時半から午後6時半まで

(3) 年間の閉所日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

ウ 8月13日から8月15日までの日

エ 12月30日から翌年の1月3日までの日

(支援の内容)

第6条 事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の健康管理、安全確保及び情緒の安定に資する活動
- (2) 遊びの活動への意欲及び態度の形成に資する活動
- (3) 遊びを通じての自主性、社会性及び創造性の向上に資する活動
- (4) 利用者の遊びの活動状況の把握及び家庭への連絡
- (5) 家庭及び地域での遊びの環境づくりへの支援活動
- (6) 地域との交流活動
- (7) 給食の提供
- (8) おやつ提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、利用者の健全育成上必要な活動等

(支援の提供に対して利用者の保護者が支払うべき額)

第7条 利用者の保護者(以下「保護者」という。)は、利用者に対する支援の提供を受けるに当たり、会員として承認された月から、次に定める費用の額を翌月10日までに事業所に納入しなければならない。

- (1) 利用料 月額 8,000 円
- (2) おやつ代 月額 2,300 円
- (3) 教材費 月額 円
- (4) 給食代 1食 350 円(税別)

2 保護者は、次に定める費用の額について事業者から請求があった場合は、当該額を事業者が定める期日までに納入しなければならない。

- (1) 行事等への参加に要する費用 実費として事業所が定める額
- (2) その他事業所が必要と認める額

3 第1項第1号の額は、次の場合においては各号に定める額とする。

- (1) 同一世帯から2人以上の利用がある場合の2人目以降の額

- ① 利用料 月額 5,000 円
- ② おやつ代 月額 2,300 円
- ③ 教材費 月額 円
- ④ 給食代 1食 350 円(税別)

- (2) ひとり親世帯の場合の額

- ① 利用料 月額 5,000 円
(二人目以降 4,000 円)
- ② おやつ代 月額 2,300 円

③ 教材費 月額 円

④ 給食代 1食 350 円(税別)

4 前3項の費用の額に係る支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者の保護者に対し、当該支援の内容及び費用について説明を行い、利用者の保護者の同意を得なければならない。

(利用定員)

第8条 利用者の定員は、原則として各クラス45名とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業の実施地域は、原則津山市立中正・誠道・喬松小学校区とする。

(入所申請)

第10条 事業所を利用しようとするものは、児童クラブ利用申請書に所定の事項を記入の上、利用申請をしなければならない。

(退所について)

第11条 途中退所する場合は1ヶ月まえまでに事業所へ申請し、利用料については月の途中で退所した場合であっても1ヶ月分を支払うこととする。

2 利用料を2ヶ月以上滞納した場合は、やむを得ない状況を除き退所するものとする。

(通所の方法)

第12条 原則として、平日は各小学校から事業所のバスでの通所とすることとし、児童の迎えは開所時間中に保護者が責任をもって迎えに来ることとする。

2 土曜日及び夏期・冬期・春期などの長期休暇中の送迎については、開所時間中に保護者が責任をもって行うこととする。

(事業の利用に当たっての留意事項)

第13条 保護者は、事業の利用に当たっては、次の内容に留意するものとする。

(1) 利用者が欠席する場合は、利用者の保護者は、電話その他の連絡方法により、当日の開所時間までに事業所へ届け出ること。

(2) 支援提供中に利用者に傷病が発生した場合又は他の利用者若しくは職員への迷惑行為等があった場合であって、支援の継続が困難又は不適切と認められるときは、利用者の保護者に連絡の上、支援の提供を中止する場合があること。

(3) 利用者の感染症の発症により、他の利用者へ感染する恐れがあると認められた場合は、事業者は、利用者の出席を拒むことができること。

(4) 事業者は、災害の発生等やむを得ないが事由がある場合は、当日において閉所を決定す

ることができること。

(緊急時等における対応方法)

第14条 利用者に対する支援の提供中に利用者の体調に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用者の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 利用者に対する支援の提供中に事故が発生した場合は、津山市及び被害を受けた利用者の保護者に速やかに連絡を行うとともに、応急処置等必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償するものとする。

4 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発を防ぐための措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、消火用具その他の非常災害発生時に必要な機器等の設置及び点検を行うとともに、非常災害に対応するためのマニュアルを作成し、これに基づく訓練を定期的実施するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 虐待防止のための職員研修の実施

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、利用者に対する職員又は当該利用者の保護者による虐待があったと認められる場合は、速やかに津山市に通報するものとする。

(苦情解決の窓口)

第17条 事業所は、提供した支援に対する利用者及びその保護者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 苦情を受け付けるための窓口の決定

(2) 事業所内における苦情解決のための手続きの明確化

(3) 苦情受付窓口及び苦情解決の手続きについての利用者、利用者の保護者、職員等への周知

(4) 苦情を受けた場合の当該苦情の内容等の記録

2 事業所は、津山市から指導若しくは助言又は条例第3条第1項に規定する勧告を受けた場合

は、これらに従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 事業所は、提供した支援等に関する苦情に関して行われる社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に協力しなければならない。

(個人情報の保護)

第18条 事業所は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を順守し、その業務上知り得た個人情報を適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報その他の秘密を漏らすことがないよう、雇用期間終了後においてもこれらの秘密を保持する旨を職員の雇用契約の内容に定める。

(傷害保険への加入)

第19条 入会した児童は、クラブの費用負担により傷害保険に加入する。

- 2 支援の提供中に事故、災害等が発生した場合であって、その原因がクラブの責めに帰すべきものでないときは、前項の傷害保険の範囲内において補償を行うものとする。

(業務継続計画の作成に関する事項)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し必要なサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第21条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 事業所は、職員資質向上のための研修の機会を次のとおり確保するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3箇月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 事業所は、利用者、利用者に対する支援の提供、職員、設備・備品、会計等に関する諸記録を会計年度ごとに整備し、当該会計年度終了後5年間保存する。

付 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2020年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、2024年 4 月 1 日から施行する。